

災害復興まちづくり支援機構～会員向け研修会

～都市農業振興基本法の概要と都市農地を活用した防災まちづくり～

1 日 時

平成31年4月24日（水曜日）18時～20時

2 場 所

弁護士会館5階502D～F会議室

3 講師：内容

(1) 行政書士 金子 三佳子 先生（アイリス行政書士事務所代表）

(2) 演題：都市農業振興基本法の概要と都市農地を活用した防災まちづくり

(3) 内容：

都市周辺の農地は、高度成長期やバブル期においては「宅地化すべきもの」として位置付けられてきました。しかし、今、人口減少社会に転じる中で、都市農業の役割や必要性が見直されてきています。都市農業の多様な機能に着目し、農地を「都市にあるべきもの」として法律上位置付けたのが、平成27年に制定された『都市農業振興基本法』です。

本法では、都市農業に期待される機能の一つとして防災空間としての機能が挙げられています。火災時の延焼防止、地震時の避難場所・仮設住宅建設用地、災害時の農業用水の活用など、農地には様々な防災・減災機能が期待されます。しかし、防災空間という機能だけを切り取って考えてしまうと、この法律の志向するダイナミックさを感じることはできません。都市農業に期待される他の多様な機能とともに有機的にその役割を果たさせることで、都市そのものの在り方を変えていくことができる新しい街づくりの基本法であると私は考えます。そして、都市農業をコンパクトシティや環境共生型都市の形成という観点で捉えてみると、多様な専門家士業集団たる本機構の果たす役割がそこに多くあることにも気付きます。本研修では、この都市農業振興基本法及びその関連法について概要をみていくとともに、都市農業と専門家士業の関わりについて考えてまいります。

都市農業を活用した新しい都市の在り方について、各分野の専門家の皆様のお知恵を拝借しながら、共に考える研修にしたいと思っております。